

～放課後子ども総合プランについて～

厚生労働省
文部科学省

「放課後子ども総合プラン」の全体像

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

国全体の目標

- 平成31年度末までに
 - 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
(約90万人⇒約120万人)
 - ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
 - 全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
(約600か所⇒1万か所以上)を目指す
 - ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
 - ※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、
 - ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
 - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策などを記載し、計画的に整備
 - ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定可

市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化
 - ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
 - ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
 - ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
 - ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方
 - ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
- 全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- 実施にあたっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要



放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携
 - ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
 - ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能



※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討



「放課後子ども総合プラン」概要

1 趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

2 国全体の目標

- 平成31年度末までに、以下を実施することを目指す
 - ・放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
 - ・全小学校区（約2万か所）で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
- 新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す
 - ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用

3 事業計画

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に以下を盛り込む

（市町村）

- ・放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・放課後子供教室の平成31年度までの整備計画
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ・小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策
- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 等

（都道府県）

- ・地域の実情に応じた研修の実施方法、実施回数等（研修計画）
- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 等

※行動計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援事業計画と一体のものととして策定することも可

4 市町村の体制、役割等

- 「運営委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校施設の使用計画・活用状況等について十分に協議を行うとともに、両者が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努める

5 都道府県の体制、役割等

- 管内・域内における放課後対策の総合的な在り方についての検討の場として「推進委員会」を設置
- 放課後児童支援員となるための研修のほか、両事業の従事者・参画者の資質向上等を図るため、合同の研修を開催

6 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

(1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進

① 学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化

- 実施主体は学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たる
- 事故が起きた場合の対応等の取決め等について、あらかじめ教育委員会と福祉部局等で協定を締結するなどの工夫が必要

② 余裕教室の活用促進

○ 余裕教室の徹底活用等に向けた検討

- ・優先的な学校施設の活用が求められている中、運営委員会等において、各学校に使用できる余裕教室等がないかを十分協議
- ・既に活用されている余裕教室についても、改めて、放課後対策に利用できないか、検討することが重要
- ・市町村教育委員会は、その使用計画や活用状況等について公表するなど、学校施設の活用に係る検討の透明化を図る

○ 国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続等

- ・放課後等に一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続は不要となるため、積極的な活用を検討

③ 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

- ・学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

① 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
- ・活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- ・放課後児童クラブについては、一体型として実施する場合でも、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の留意点

○ 全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保

- ・両事業を小中学校内で実施することにより、共働き家庭等の児童の生活の場の確保と、全ての児童の放課後等の多様な活動の場を確保することが必要。実施にあたっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意

○ 全ての児童を対象とした多様な学習・体験活動のプログラムの充実

- ・共働き家庭等の児童を含めた全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- ・両事業の従事者・参画者が連携して情報を共有し、希望する放課後児童クラブの児童がプログラムに参加できるよう、十分留意

(3) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合等については、希望する幼稚園などの地域の社会資源の活用も検討し、学校外での整備も可能
- 現に公民館、児童館等で実施している場合は、保護者や地域のニーズを踏まえ、引き続き当該施設で実施可
- 一体型でない放課後児童クラブ及び放課後子供教室についても、両事業の児童が交流できるよう連携して実施

(4) 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携

- 学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者との間で迅速な情報交換・情報共有を図るなど、事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力が必要
- 両事業を小学校内で実施することにより、小学校の教職員と両事業の従事者・参画者の距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、日常的・定期的に情報共有を図り、一人一人の児童の状況を共有の上、きめ細かに対応するよう努める
- 保護者との連絡帳のやりとりや日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を共有していくことが重要
- 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者の連携に当たっては、小学校区ごとに協議会を設置する等、情報共有を図る仕組みづくりを併せて進めることが望ましい

(5) 民間サービスを活用した多様なニーズへの対応

- 児童の放課後活動について、サービスの水準・種類に対する多様なニーズを満たすため、地域における民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせることが適当

7 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の検討

- 平成27年4月からの新たな教育委員会制度において全ての地方公共団体に設けられる、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議での協議事項の1つとして、教育委員会と福祉部局と連携した総合的な放課後対策について取り上げることも想定
- 総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後対策の在り方について十分協議し、学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図っていくことも重要

8 市町村等の取組に対する支援

- 「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討
- 効果的な事例の収集・提供等を通じて地域の取組の活性化を図る

学校施設（余裕教室等）の一層の活用促進について

新たに開設する放課後児童クラブの 約80%（H31年度末）を小学校内で実施
放課後児童クラブの小学校内での実施率は約50%（H25年度）

「放課後子ども総合プランについて」(抄)

（１）学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化

○実施主体は学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たる

（２）余裕教室等の活用促進

○余裕教室の徹底活用等に向けた検討

- ・運営委員会等において、各学校に使用できる余裕教室等がないかを十分協議
- ・既に活用されている余裕教室についても、改めて、放課後対策に利用できないか、検討することが重要
- ・市町村教育委員会は、その使用計画や活用状況等について公表するなど、学校施設の活用に係る検討の透明化を図る

○国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続等

- ・放課後等において一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続は不要となるため、積極的な活用について検討

（３）放課後等に一時的に使われていない教室等の積極的な活用

- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室を実施している時間帯のみの活用を含め、学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室の一時的な利用を積極的に促進
- ・放課後児童クラブの生活の場としての機能を十分に担保するため、専用区画のほかに活動場所の一時利用を積極的に促進

 教育委員会が福祉部局と連携しつつ、一体型の運営に両部局が責任を持つこと、好事例の周知、必要な予算措置、総合教育会議の活用等を通じて、放課後児童クラブや一体型を中心とした取組に対して学校施設の一層の活用促進を図る

放課後子供教室

平成26年度予算額: 5, 147百万円の内数

平成25年度実施箇所数: 10,376教室(全公立小学校の51%)

補助率

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

地域住民や大学生・企業OBなど様々な人材の協力を得て、放課後等に全ての子供を対象とした学習支援や多様なプログラムを実施

放課後子供教室

(文部科学省)

全ての子供たちに対して、学校の余裕教室、体育館、公民館等を活用して様々な取組を実施

<1教室あたり平均参加人数:約30人/日>



コーディネーター

(取組の企画、担い手確保、全体調整)



連携・協力

多様なプログラムの提供

教育活動推進員 教育活動サポーター

(学習支援や多様なプログラムの実施、安全管理)

『放課後子どもプラン』
として、連携して実施

学 校



- ・余裕教室等を提供
- ・子供の放課後や学校での様子などについて、日常的、定期的に情報共有

放課後児童クラブ

(厚生労働省)

放課後児童クラブに参加している子供が放課後子供教室の取組に参加



【取組の例】

○学習支援

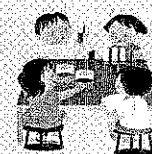
(約6割の教室が実施)

- ・宿題の指導
- ・読み聞かせ



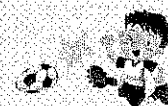
○体験活動

- ・工作・実験教室
- ・料理教室
- ・スポーツ
- ・文化活動



○交流活動

- ・自由遊び、昔遊び
- ・地域の行事への参加など



参 画

* 経費は運営費(コーディネーター等への謝金)

地域住民や大学生、企業OB、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材

改正次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針案の概要(抄) ※市町村行動計画

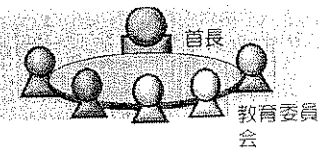
(現行) 次世代法 行動計画策定指針	見直し案 (主な修正点)
五 市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項 1 市町村行動計画 (1) 地域における子育ての支援 エ 児童の健全育成 地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、すべての子どもを対象として放課後や週末等に、地域方々の協力を得て、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊び、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりの推進が必要である。 また、児童の健全育成を図る上で、児童館、公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源及び主任児童委員、児童委員、子育てに関する活動を行うNPO、地域ボランティア、子ども会、自治会等を活用した取組を進めることが効果的である。とりわけ、児童の健全育成の拠点施設の一つである児童館が、子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、絵本の読み聞かせや食事セミナーの開催等、親子のふれあいの機会を計画的に提供するとともに、地域における中学生・高校生の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図ることが必要である。青少年教育施設は、青少年の健全育成に資する場として、自然体験活動を始めとする多様な体験活動の機会の提供等を行うとともに、地域における青少年の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図ることが必要である。学校においては、教職員の自主的な参加・協力を得つつ、学校施設の開放等を推進することが望ましい。 さらに、このような社会資源を活用して、福祉部局と教育委員会が連携し、夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくりにも配慮することが望ましい。 また、主任児童委員又は児童委員が、地域において、児童の健全育成や虐待の防止の取組等子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となつて進めることが必要である。 あわせて、性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進することが必要である。また、いじめ問題への対応や少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処することが必要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や個別的・具体的な問題に対して関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ましい。	※項目を「子どもの健全育成」とする。 ※現行指針の記述を「(ア)児童館や青少年教育施設等を活用した地域の協力による子どもの健全育成」という項目の下に置き、加えて「(イ)放課後子ども総合プラン」として以下のような内容を追加。 ・共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、「放課後子ども総合プラン」に基づき、<u>放課後児童クラブと放課後子供教室を着実に推進</u> ・その際、<u>小学校の余裕教室等を活用し</u>、これらの事業を可能な限り<u>一体的に実施</u>することが望ましい ・このため、<u>放課後児童クラブ及び一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の平成三十一年度の目標事業量を設定</u>するとともに、<u>これらの事業の一体的な、又は連携した実施方策、教育委員会と福祉部局の連携方策等について検討し、市町村行動計画に盛り込むことが必要</u> ・新たに放課後児童クラブ・放課後子供教室を整備する場合は、<u>小学校で一体型に、既に小学校でこれらの事業を実施している場合は放課後児童クラブを利用する小学生も放課後子供教室の活動に参加できるようにし、これらの事業の一体的な実施を推進</u> ・放課後児童クラブの実施に当たっては、<u>小学校の活用に加え、希望する幼稚園などの活用の検討、開所時間の延長に係る取組や高齢者等の地域の人材の活用等、効果的・効率的な取組の推進が必要</u> ※「地域における人材養成」という項目を追加し、以下のような内容を記述。 ・子ども・子育て支援新制度下での子育て支援の充実のため、<u>人材の確保が必要であり、高齢者や育児経験豊かな主婦、その他の地域人材を中心とした養成と効果的な活用が必要</u>

改正次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針案の概要(抄)※都道府県行動計画

(現行) 次世代法 行動計画策定指針	見直し案 (主な修正点)
五 市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項 2 都道府県行動計画 (1) 地域における子育ての支援 エ 児童の健全育成 児童の健全育成の拠点施設である児童館が、子育て家庭の自由な交流の場や地域における中学生・高校生の活動拠点として、また青少年の健全育成の拠点施設である青少年教育施設が、地域における青少年の活動拠点としての役割を果たすことができるよう、計画的な施設の整備、体系的な研修や人材の養成、効果的な広報活動及び関係機関等との連携・協力体制の構築を図ることが必要である。 また性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進することが必要である。さらに、いじめ問題への対応や少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処することが必要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や個別的・具体的な問題に対して関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ましい。	※項目を「子どもの健全育成」とする。 ※現行指針の記述を「(ア)児童館や青少年教育施設等を活用した地域の協力による子どもの健全育成」という項目の下に置き、加えて「(イ)放課後子ども総合プラン」として以下のような内容を追加。 ・市町村が「放課後子ども総合プラン」に基づく取組を円滑に進めるため、都道府県は、<u>放課後児童クラブ・放課後子供教室に従事する者等の確保及び質の向上を図るとともに、教育委員会と福祉部局との連携を図ることが重要</u> ・このため、<u>地域の実情に応じた研修の実施方法等、教育委員会と福祉部局の連携方策等について検討し、都道府県行動計画に盛り込むことが必要</u> ・研修については、<u>放課後児童支援員となるための研修の実施のほか、これらの事業に従事する者等の資質の向上、情報共有等の観点から、合同の研修を実施することが望ましい</u> ※「地域における人材養成」という項目を追加し、以下のような内容を記述。 ・新制度では、<u>教育・保育を行う者や地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保と資質の向上は、都道府県の責務</u> ・子ども・子育て支援新制度下での子育て支援の充実のため、<u>人材の確保が必要であり、高齢者や育児経験豊かな主婦、その他の地域人材を中心とした養成と効果的な活用が必要</u>

総合教育会議について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において設置される教育委員会と地方公共団体の長が協議する機関



- ◆ 首長は、現行制度においても、私学や大学、福祉等の事務を所管するとともに、予算の編成・執行権限や条例の提出権を通じて教育行政に大きな役割を担っている。
- ◆ 一方、首長と教育委員会の意思疎通が十分でないため、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、それぞれの役割を十分に果たすことができていないという指摘もある。
- ◆ このため、首長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、教育に関する重要な課題を検討するために、総合教育会議をすべての地方公共団体に設置する。

1. 構成メンバー

○ 構成員は執行機関である首長と教育委員会。 ○ 議題によっては、その必要性に応じ、有識者の意見を聴くことが可能。

2. 協議事項等

○ 総合教育会議において協議し、調整する事項は以下のとおり。

① 当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定

② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(例)耐震化の推進、教職員の定数の改善、福祉部局と連携した総合的な放課後対策 等

③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に

講ずべき措置 (例)いじめ等による自殺への対応策、災害による校舎の倒壊への対応策 等

○ 首長と教育委員会は、会議で策定した方針の下に、それぞれの所管する事務を執行。

3. 会議の運営等

○ 総合教育会議は首長が招集。

○ 教育委員会から首長に対して総合教育会議の招集を求めることも可能。

○ 総合教育会議は原則公開。ただし、個人の秘密を保護等、必要があると認められる場合には非公開とすることが可能。

○ 議事録の作成・公表(努力義務)。

○ その他、総合教育会議の運営に関し必要な事項については、総合教育会議が定める。

余裕教室活用状況の見直しについて

活用の現状

公立小中学校の余裕教室 ⇒ 99.3%が活用済み(平成25年5月1日現在)

余裕教室をとりまく動向(放課後対策関連)

- ・平成26年6月24日 「日本再興戦略」改訂2014・骨太の方針
- ・平成25年6月25日 「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価」の結果に基づく勧告



活用済みの余裕教室について、有効性の観点から見直し



より有効な活用が図れる余地のある活用済み余裕教室がある場合

放課後児童クラブ・放課後子供教室への用途変更を積極的に検討

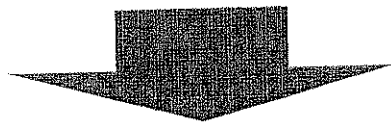
財産処分手続について

本来、公立学校の施設整備のために交付された補助金
処分制限期間内に補助目的外に転用する場合・・・



原則として
補助金相当額の国庫納付が必要

運用通知の改正による手続の大幅な簡素化・弾力化
(平成20年6月18日付文教施設企画部長通知)



○包括承認事項(報告事項)の拡大(簡素化)

○国庫納付金不要事項の拡大(弾力化)

補助後10年以上経過していれば、国庫納付不要

余裕教室を放課後児童クラブ等に転用する際の手続

(＝無償の財産処分に該当する場合)

①国庫補助事業完了後10年以上経過

- ・国庫納付不要
- ・報告書の提出により手続完了

②国庫補助事業完了後10年未経過

○耐震補強・大規模改造事業(石綿及びPCB対策工事に限る)を実施した建物等の財産処分
または

○大規模改造事業(上記以外)で、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等と併行して
やむを得ずに行う財産処分

- ・国庫納付不要
- ・承認申請書を提出し、承認書を受領することで手続完了

○上記以外

- ・国庫納付が必要
- ・承認申請書を提出し、承認書を受領することで手続完了

※放課後や休日等を利用し、学校教育に支障を及ぼさない範囲において、一時的に学校教育以外の用に供するなどの場合には、財産処分には該当せず、手続不要。

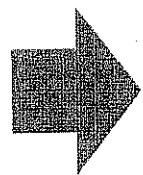
「一時的な使用」について

「一時的な使用」とは何か

- ・補助の目的(学校教育としての用途)を妨げない範囲での目的外使用
- ・**学校教育のためにその部屋を使用していることが前提**

「一時的な使用」の例

- ①平日の日中は、ランチルーム・家庭科室などに使用している教室において、休日や放課後の空いた時間を利用して、放課後児童クラブ・放課後子供教室を実施する場合
- ②毎日ではないが、学校教育の目的で使用しており、その他の空いている日や時間帯に、放課後児童クラブ・放課後子供教室として使用している場合。

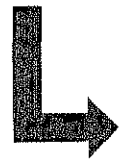


すでに何らかの活用が図られている余裕教室の活用状況の見直しに加え、**学校教育用に現在使用されている部屋についても、上記の「一時的な使用」としての活用を積極的に進めてください。**

< 参 考 >

これまでの主な経緯

平成26年1月:「成長戦略進化のための今後の検討方針」閣議決定
～「日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)」の改訂を検討～



3月19日:経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議
～田村厚生労働大臣・下村文部科学大臣から
「放課後対策の総合的な推進」についてプレゼン～



安倍総理指示:

「いわゆる「小1の壁」を乗り越えなくてはならない。下村大臣、田村大臣が協力をして、両省の関連施策の一体運用、学校の校舎の徹底活用などを検討し、学童保育等を拡大するためのプランを策定していただきたい。」



5月29日:産業競争力会議 課題別会合
～田村厚生労働大臣・下村文部科学大臣より
「放課後子ども総合プラン」の発表～

第1回経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議（平成26年3月19日） における総理指示（抄）

「就学前の保育の充実については、着実な前進を遂げている。次は、いわゆる「小1の壁」を乗り越えなくてはならない。下村大臣、田村大臣が協力をして、両省の関連施策の一体運用、学校の校舎の徹底活用などを検討し、学童保育等を拡大するためのプランを策定していただきたい。」

横浜市立中丸小学校放課後キッズクラブ視察（平成26年5月22日）時 における総理指示（抄）

「仕事と子育てを両立するための「小1の壁」を突破する上において、放課後子どもプランをこれから更に拡充していきたいと思います。5年間で30万人分の受け皿を作っていきたいと、放課後児童クラブ30万人分拡大していきたい、こう考えております。」

放課後対策の総合的な推進

平成26年5月28日
産業競争力会議 課題別会合
厚生労働大臣・文部科学大臣 提出資料

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、総合的な放課後対策に取り組む

現状

- 共働き家庭などの児童に対し、**放課後に適切な遊び・生活の場を提供する放課後児童クラブを実施**
平成25年には**約89万人が利用**

※登録児童数 平成19年:749,478人 → 平成25年:889,205人 / ※クラブ数 平成19年:16,685か所 → 平成25年:21,482か所

- また、平成19年から**放課後子どもプラン（放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的に、又は連携して実施）**を開始したが、**十分に進んでいるとは言えない**

- 放課後児童クラブを希望しても利用できなかった児童が存在
※平成19年:14,029人 / 平成25年:8,689人

- 保育所と比べると開所時間が短い ※18時を超えて開所しているクラブ:約62%(平成25年) / 保育所:約85%(平成23年)
※平成26年度予算(保育緊急確保事業)に、長時間開所するクラブへの支援のための費用を計上

⇒ **就学児童の放課後の安心・安全な居場所の整備を進め、子どもが小学校に入学するとこれまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況（いわゆる「小1の壁」）を打破する必要**



- 次代を担う人材の育成の観点から、放課後における多様な体験・活動の機会の拡大が重要

⇒ **共働き家庭などの児童に限らず、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができるようにする必要**

小1の壁の打破

放課後対策の総合的な推進

次代を担う人材の育成

- ◇ **一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備**

- 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進
- 放課後児童クラブの拡充
- 放課後子供教室の拡充

- ◇ **民間サービスを活用した多様なニーズへの対応**



放課後子ども総合プランについて

◇一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備

「小1の壁」を打破するため、共働き家庭等の児童にとって安心・安全な居場所を確保

次代を担う人材の育成のため、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができる環境を整備

○放課後児童クラブの拡充

- 賃借によるクラブ開設を支援
- 幼稚園等の活用の支援を充実
- 高齢者、主婦等による送迎を支援
- 開所時間の延長を促進
- 女性の活躍の推進等による担い手の確保

○一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進

- モデルケースを地方公共団体に提示
 - ※ 一体型でない場合についても、連携のモデルケースを提示する。
- 一体型の整備の支援を充実

○放課後子供教室の拡充

- 全ての児童を対象とした学習支援・多様なプログラムの充実
- 大学生、企業OB、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材の参画促進

※ 国は、次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画に基づき推進
※ 国は、市町村行動計画を策定して整備する市町村に対し、財政支援

学校の余裕教室等を徹底活用
(別紙参照)

■ 放課後児童クラブについて、平成31年度末までに約30万人分を新たに整備

(約90万人⇒約120万人)

■ 全小学校区(約2万か所)で一体的に、又は連携して実施

➢ 約1万か所以上を一体型とする
(約600か所⇒約1万か所以上)

※ 同じ学校内等で、地域のニーズに応じ、毎日又は定期的に、一体的に実施

※ 一体型でない放課後児童クラブと放課後子供教室についても連携して実施

※ 全小学校区で放課後子供教室を整備(約1万か所⇒約2万か所)

◇民間サービスを活用した多様なニーズへの対応

※ 必要な予算については、今後平成27年度予算等において要求

サービスの水準・種類に対する多様なニーズに対し、地域の民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせて対応

→ 放課後児童クラブについて、本来事業に加え、高付加価値型のサービスを提供する民間企業の参入 等



一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室のイメージ

ポイント

全ての児童に安全・安心な居場所の確保

- 共働き家庭等の児童の家庭に代わる生活の場を確保
- 小学校の余裕教室等を活用し、校外に移動せずに安全に過ごせる場所を確保
- 特別な支援が必要な児童にも十分に配慮

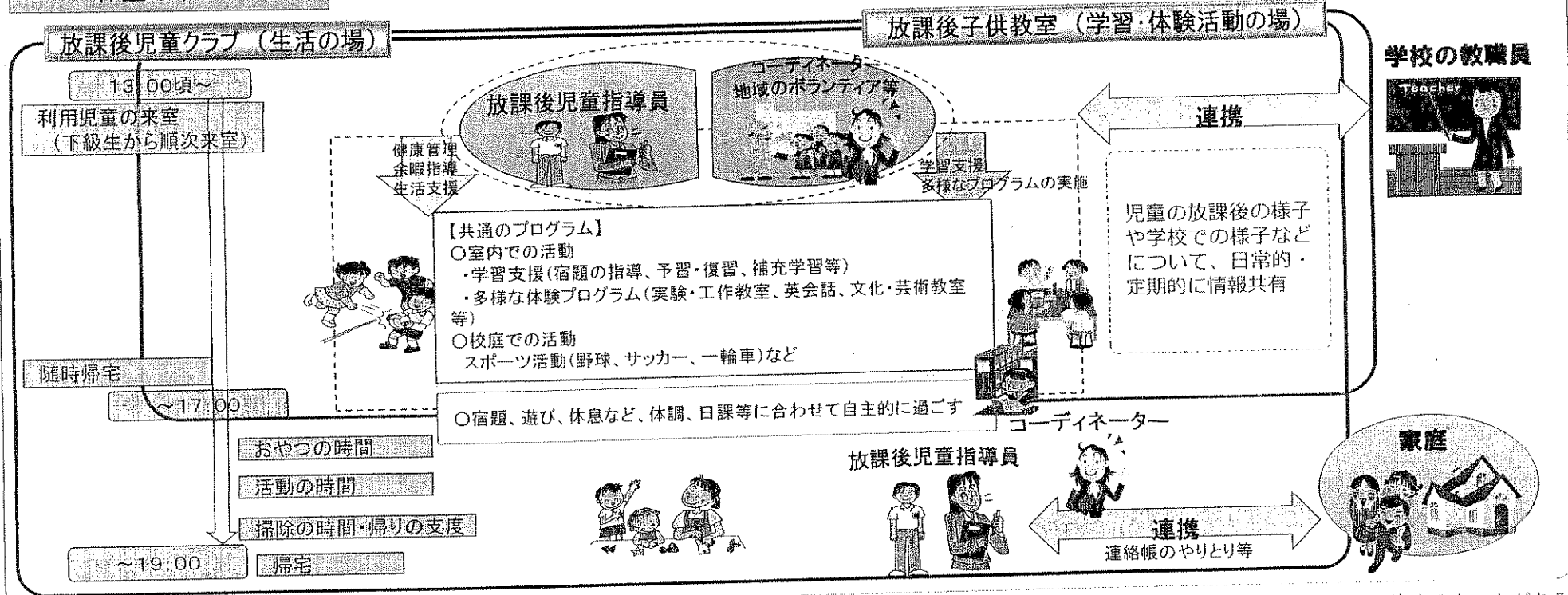
次代を担う人材を育成する観点から、多様な体験・活動の機会を拡大するため、プログラムや学習支援を充実

- 共働き家庭等か専業主婦家庭かを問わず、全ての児童と一緒に体験・活動
- 地域のニーズや資源を踏まえ、多様なプログラムを提供

学校と一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室との密接な連携

- 小学校の教職員と放課後児童クラブ・放課後子供教室の職員とが日常的・定期的に情報交換を行い、1人1人の児童の状況を共有の上、きめ細かに対応
- 学校だけでなく、家庭とも密接に連携

一体型のイメージ



- ※ 一体型の中には、放課後子供教室を毎日開催するものと、定期的に開催するものがある
- ※ 一体型でない放課後児童クラブと放課後子供教室についても連携して実施

学校施設（余裕教室等）の一層の活用促進等について（ポイント）

- ◇ 学校施設（余裕教室等）の一層の活用促進に向けて、首長部局と教育委員会の連携を図るための総合教育会議（現在、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正案が国会審議中）を活用する。

**新たに開設する放課後児童クラブの 約80%（H31年度末）を小学校内で実施
放課後児童クラブの小学校内での実施率は約50%（H25年度）**

- 教育委員会が福祉部局と連携しつつ、当事者として、一体型の運営に責任を持つ仕組みづくりの構築を促進
- 両省連名で改めて、放課後子どもプランの活用促進や転用手続きが弾力化されていること等の通知、周知徹底
- 市町村・各学校に設置する協議会（学校関係者・放課後児童クラブ・放課後子供教室などの関係者が参画）において学校施設の使用計画等について検討（学校施設の活用状況等の公表促進なども含む）

※併せて学習プログラムの充実を図る

- ・ 全ての子供を対象とした学習支援・多様なプログラムの充実
- ・ 大学生、企業OB、地域の高齢者、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材の参画促進
- ・ 図書館・体育館などの利用促進のため、図書ボランティア・スポーツ活動ボランティア等の配置

放課後対策の充実に関する最近の動向

○経済財政運営と改革の基本指針2014について(骨太の方針)(抜粋)

(平成26年6月24日 閣議決定)

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

(1)女性の活躍、男女の働き方改革

女性が輝く社会を目指す。そのため、男女の働き方に関する様々な制度・慣行や人々の意識、ワーク・ライフ・バランスを抜本的に変革し、男女が意欲や能力に応じて労働参加と出産・育児・介護の双方の実現を促す仕組みを関係者で議論し構築していく。

女性の活躍を推進するため、女性の活躍を支える社会基盤となる取組を進めるとともに¹⁹、役員・管理職等への女性の登用促進の目標達成に向けた情報開示の促進や公共調達の活用等の取組、仕事と子育て、介護の両立を進める企業への支援、女性のライフステージに対応した支援等を進める。さらに、税制・社会保障制度等について、女性の働き方に中立的なものにしていくよう検討を進める。

¹⁹「待機児童解消加速化プラン」の展開、「放課後子ども総合プラン」の策定・推進、保育や子育て支援の担い手の確保等。

放課後対策の充実に関する最近の動向

○「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—(抜粋①) (平成26年6月24日 閣議決定)

2. 担い手を生み出す～女性の活躍促進と働き方改革

①女性の更なる活躍推進

○放課後児童クラブ等の拡充

・いわゆる「小1の壁」を打破し次代を担う人材を育成するため、「待機児童解消加速化プラン」に加えて「放課後子ども総合プラン」を策定し、2019年度末までに30万人の放課後児童クラブの受け皿を拡大する。あわせて、1万か所以上の場所で、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体化を行う。そのため、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の策定等を今年度内に求める。

【今年度中に制度的措置を実施】

放課後対策の充実に関する最近の動向

○「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—(抜粋②) (平成26年6月24日 閣議決定)

2-2. 女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍推進/外国人材の活用

i) 女性の活躍推進

(育児・家事支援環境の拡充)

我が国最大の潜在力である女性の力を最大限発揮し、「女性が輝く社会」を実現するには、安全で安心して子供を預けることができる環境の整備や家事に係る経費負担の軽減に向けた方策を検討していく必要がある。このため、引き続き、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、「待機児童ゼロ」を実現するための取組を進めるとともに、「小1の壁」と指摘されている小学校入学後の児童の総合的な放課後対策を講ずる必要がある。あわせて、安価で安心な家事支援サービスを活用できる環境整備を図る。

①「放課後子ども総合プラン」

小学校入学後に女性が仕事を辞めざるを得ない状況となるいわゆる「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、厚生労働省と文部科学省が共同して「放課後子ども総合プラン」を年次策定し、一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備を進める。その際、学校施設(余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等)の徹底活用、放課後児童クラブの開所時間の延長、全小学校区での放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な、又は連携した運用等が着実に実行されるよう、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」を改正し自治体に計画の策定を求めるなど所要の制度的措置を年度内に実施する。これにより、放課後児童クラブについて、2019年度末までに約30万人分の受け皿拡大を図るとともに、約1万か所以上を一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室とする。

「放課後子どもプラン」の概要

趣旨・目的

地域社会の中で、放課後等に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、すべての小学校区において、文部科学省の「放課後子供教室」と厚生労働省の「放課後児童クラブ」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)を推進する。

「放課後子どもプラン推進事業」

※平成19年度より実施

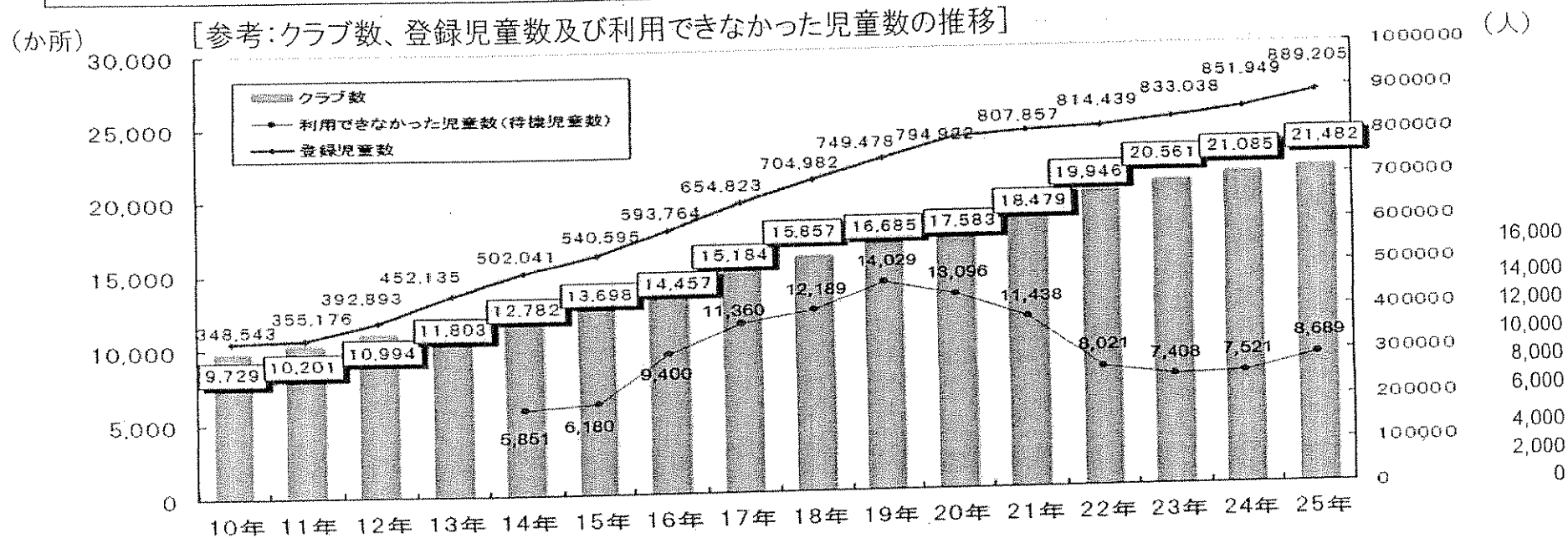
	放課後子供教室（文部科学省）	放課後児童クラブ（厚生労働省）
H26予算額	5,147百万円の内数(25予算額:4,924百万円)※	33,223百万円(25予算額:31,576百万円)
趣 旨	すべての子供を対象として、安全・安心な子供の活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進する。	共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条3第2項に規定) ※平成25年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした。(平成27年4月施行予定)
実施か所数	10,376か所(平成25年度)	21,482か所(平成25年5月)
実施場所	小学校 71.3% 公民館 13.2% 児童館 3.4% その他(中学校、特別支援学校など) 12.1% (平成25年度)	小学校(余裕教室) 28.1% " (専用施設) 24.1% 児童館 12.8% その他(専用施設、既存公的施設など) 35.0% (平成25年5月)
開設日数	111日(平成25年度平均)	原則として長期休暇を含む年間250日以上
指導者	地域の協力者等	放課後児童指導員(専任)

※放課後子供教室H26予算額=「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業(38億円)」+「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業(13億円、新規)」計51億円の内数
H25予算額=「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業(49億円)」の内数

放課後児童クラブの概要

【現状】(クラブ数及び児童数は平成25年5月現在)

- クラブ数 21,482か所 (参考:全国の小学校20,836校)
- 登録児童数 889,205人 (全国の小学校1～3年生約325万人の24%程度＝約4人に1人)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 8,689人[利用できなかった児童がいるクラブ数 1,612か所]
- ・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)
⇒平成26年度末までに111万人(小学校1～3年生の32%＝3人に1人)の受入児童数をめざす



【事業に対する国の助成】

○平成26年度予算 332.2億円 ※国は、児童育成事業費(特別会計・事業主拠出金財源)による補助

- ①運営費:概ね1/2を保護者負担、残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。[国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担]
- ②整備費:新たに施設を創設する場合のほか、改築、大規模修繕及び拡張による整備を支援。[創設、改築等は、国・都道府県・設置者が、改修・備品購入は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担]

(参考)保育緊急確保事業(内閣府予算(一般会計)に計上:51億円)

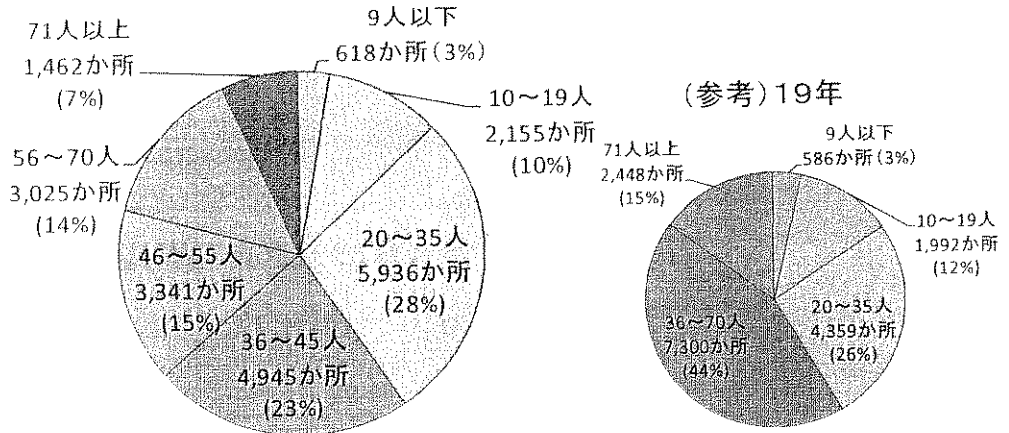
・放課後児童クラブについて、保育所の利用者が就学後も引き続き円滑に利用できるように、「小1の壁」の解消に向け、開所時間の延長を促進する。

放課後児童クラブの現状

※平成25年5月1日現在（育成環境課調）

○規模別実施状況

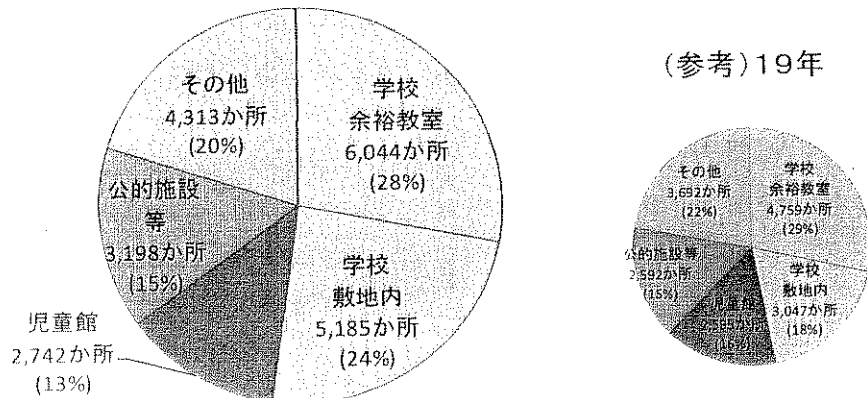
登録児童数の人数規模別でみると、45人までのクラブが全体の約65%を占める。



※19年調査では、36人～70人の内訳は把握していない

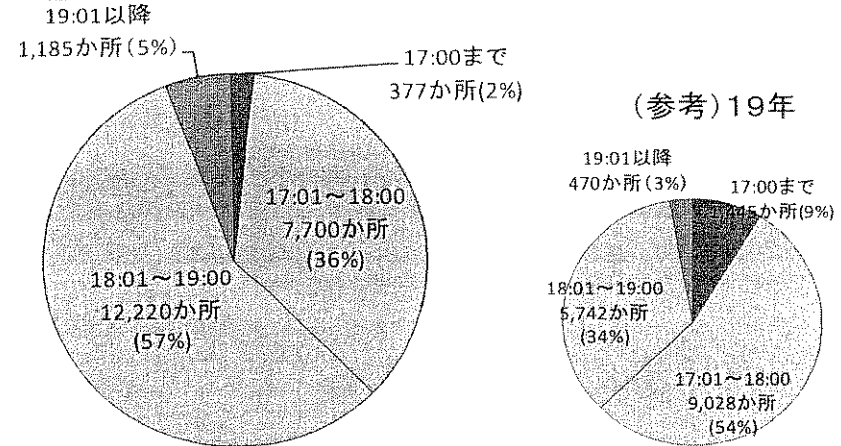
○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約24%、児童館が約13%であり、これらで全体の約65%を占める。



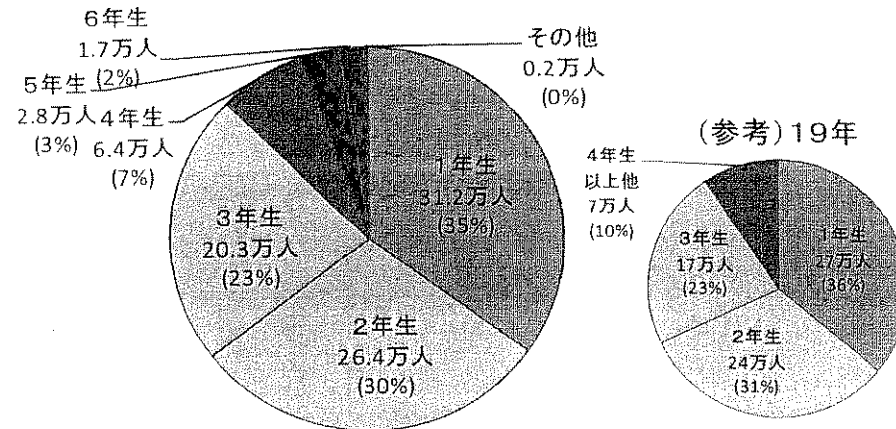
○終了時刻の状況(平日)

18時を超えて開所しているクラブが全体の6割を占める。



○登録児童の学年別の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約9割を占める。



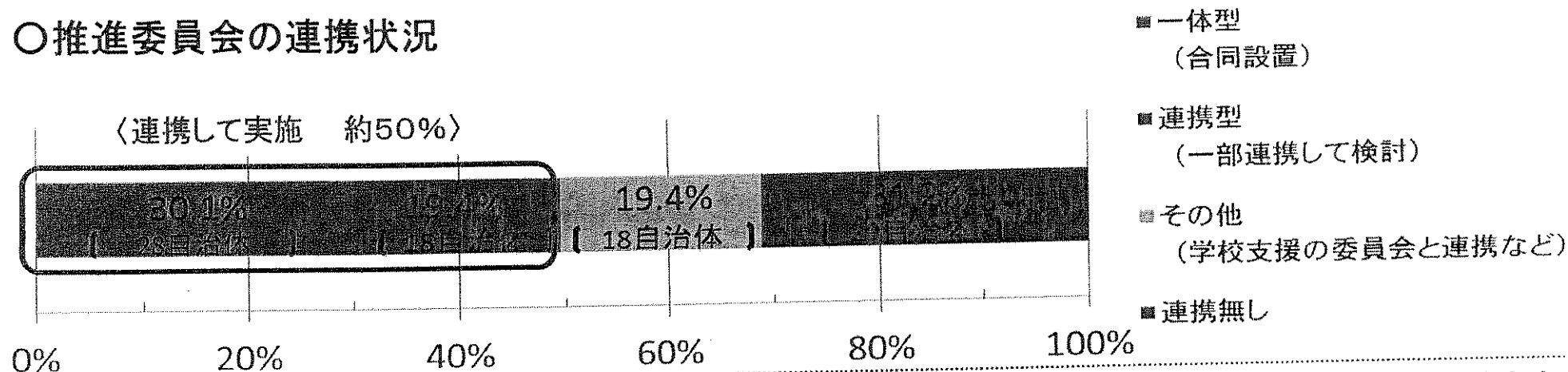
放課後子供教室と放課後児童クラブの連携状況①

【都道府県レベルの連携】

N=93

(「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」事業計画書より集計(H25.10現在))

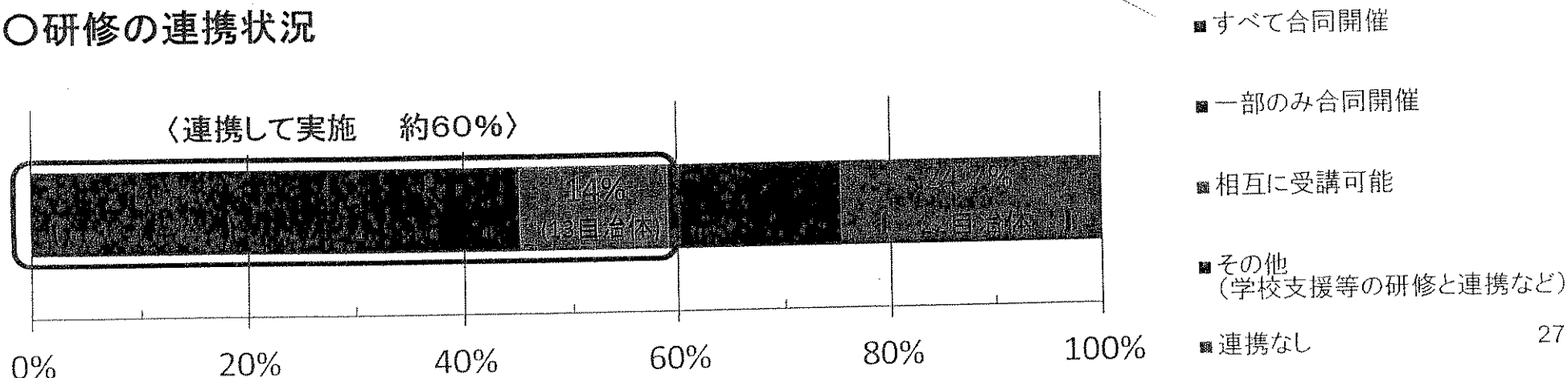
○推進委員会の連携状況



※放課後子供教室を実施している自治体の約50%は何らかの形で放課後児童クラブと連携して推進委員会を設置している

放課後子供教室と放課後児童クラブの研修を

○研修の連携状況



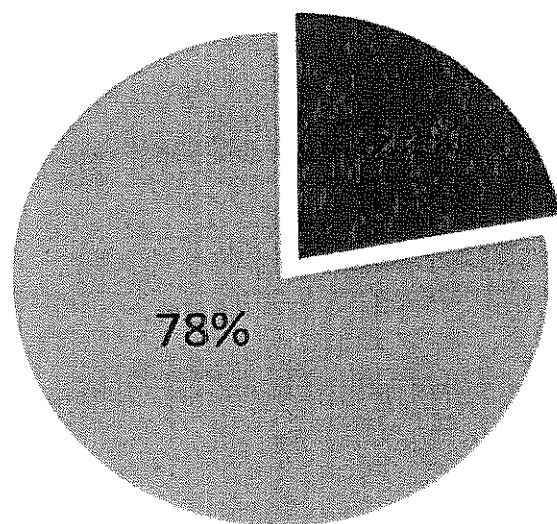
放課後子供教室と放課後児童クラブの連携状況②

(「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」事業計画書より集計(H25.10現在))

【市町村レベルの連携】 N=1,010

○「放課後子どもプラン」として事業計画を策定しているか

■ 策定している ■ 策定していない

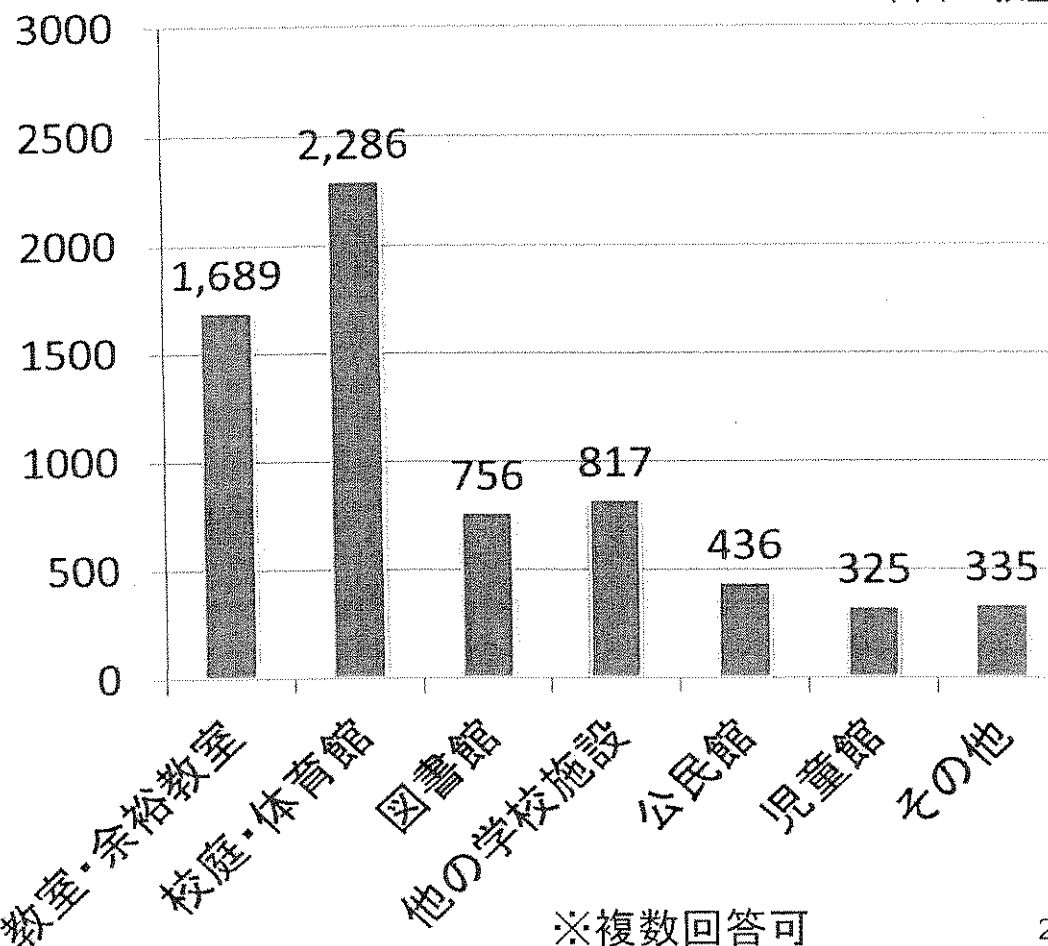


策定している	策定していない
225市町村	785市町村

【各教室レベルの連携】 N=10,376

○放課後子供教室と放課後児童クラブとで共有して活動している場所

〈単位:教室〉



(参考資料) 千葉市「空き教室等を活用した子どもルームの整備に係る協定書」

空き教室等を活用した子どもルームの整備に係る協定書

市長（以下「甲」という。）と千葉市教育委員会（以下「乙」という。）とは、空き教室及び余裕教室を活用した子どもルームの整備に関し、次のとおり協定を締結する。

（基本的合意）

第1条 子どもルームの新規整備、増設、移転、一般ルーム化等（以下「整備等」という。）に当たっては、学校教育に支障が生じない限り、第一に空き教室及び余裕教室の活用を基本とする。この場合、原則として学校と子どもルームとの管理区分を物理的に別にすることなく、互いの協力に基づいて、一般ルームとして運営するものとする。

（教育財産の取扱い）

第2条 子どもルームの整備に当たっての教育財産の取扱いについては、子どもルームとして使用する教室について、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）空き教室 財産移管
- （2）余裕教室 目的外使用

2 空き教室及び余裕教室の定義については、千葉市学校施設有効活用検討委員会が平成9年8月に報告した「余裕教室活用の基本的な考え方」に定めるところによる。

3 空き教室及び余裕教室の区分は、子どもルーム整備の協議をした時点でのものとする。

（校舎の区分、管理）

第3条 校舎の区分は次の各号に定めるとおりとする。

- （1）学校専用エリア（主として学校の児童・教職員等が使用するエリア）
 - （2）子どもルーム専用エリア（主として子どもルーム利用児童・指導員等が使用するエリア）
 - （3）共用エリア（学校の児童・教職員等と子どもルーム利用児童・指導員等とが共用して使用するエリア）
- 2 施設・設備の維持管理等については、子どもルーム専用エリアは甲が、学校専用エリア及び共用エリアは乙が行うものとする。
- 3 警備については、子どもルーム専用エリアは甲が、学校専用エリアは乙が責任を負うものとする。共用エリアは原則として乙が責任を負うが、子どもルームだけが開設している場合については、甲が責任を負う。

（学校既存設備の利用等）

第4条 子どもルームの整備等に当たっては、子どもルーム利用児童・指導員等が使用するトイレ、洗面所等については、できる限り新設することなく、学校に既にある設備を利用するものとする。

2 子どもルーム利用児童・指導員等が使用する出入口については、子どもルーム専用エリアまたは共用エリアに設置するものとする。

（事故等に係る責任の範囲）

第5条 子どもルーム専用エリア、共用エリアにかかわらず、子どもルームの開設時間及び児童の登所・降所に要する時間において、子どもルーム利用児童に事故があった場合又は子どもルーム利用児童及び指導者等に起因する事故があった場合は、甲が責任を負う。

（光熱水費等の負担）

第6条 子どもルーム運営に係る電気・ガス・水道料金及び下水道使用料については、甲が負担する。

（教室不足により学校教育に支障が生じる場合の対応）

第7条 児童数の増加等により教室不足のおそれが生じ、余裕教室の返還を受けないと学校教育に支障が生じると判断される場合、乙は甲に速やかに通知し、協議するものとする。

2 前項の協議の結果、甲、乙双方が合意した場合には、速やかに移転先を確保し、子どもルームとして使用していた余裕教室を返還するものとする。返還に当たっては甲の責任で原状回復を行うものとする。

（個別協議）

第8条 前各条の規定は原則的なものであり、具体的な事例に当たっては個別に協議するものとする。

（疑義等があった場合の対応）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

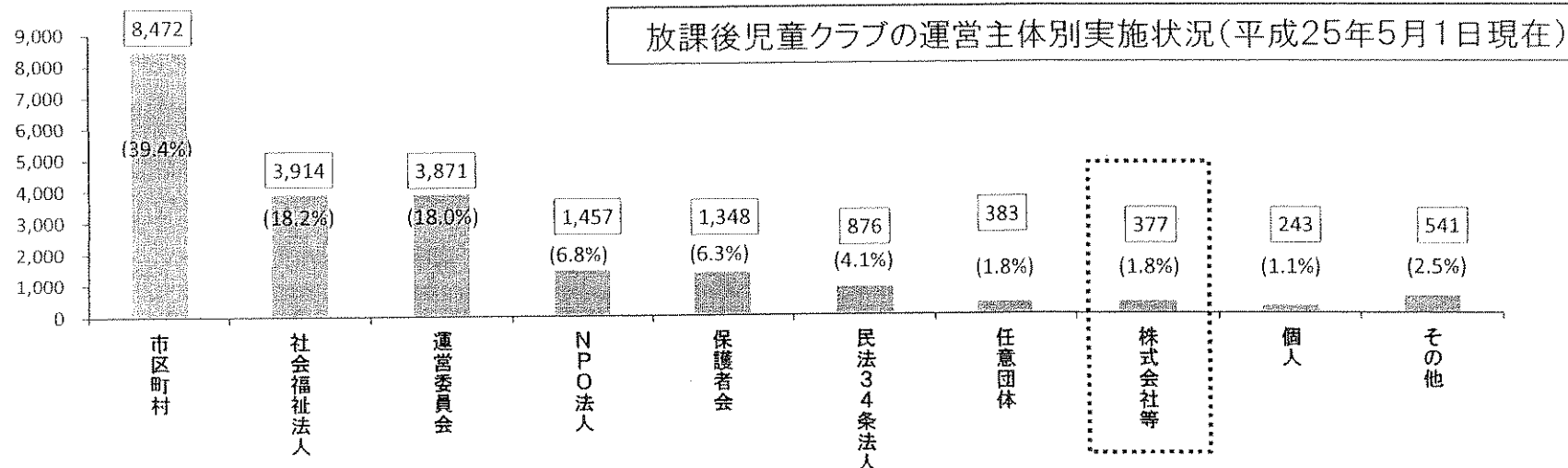
平成22年3月15日

甲 千葉市長 熊谷 俊 人

乙 千葉市教育委員会

企業が実施する高付加価値型の学童保育について

- 放課後児童クラブは、民間企業を含む多様な運営主体により実施されている。
- 企業が実施する高付加価値型のサービス(英会話、ダンスなど)についても、本来事業に付加する事業として実施することは妨げない。
- 企業参入による事業の提供体制の整備についても、地域の実情に応じて必要。



Q：放課後児童クラブにおける通常の活動内容の一環ではないが、保護者や本人の意向により、通常の活動に加えて塾やピアノ教室等を実施する場合、当該経費について国庫補助の対象として差し支えないか。

A：放課後児童クラブにおける通常の活動内容に加えて、保護者や本人の意向により特別な活動内容（塾、ピアノ教室等）を実施することは差し支えない。

なお、この場合の特別な活動は、利用児童全員を対象とするものではなく、特定の児童を対象とした固有のニーズであることから、当該経費について国庫補助の対象とはならず、実費徴収により対応することが適当。

また、このような特別な活動を同一の建物内で実施する場合には、通常の活動（遊び、宿題など）を行っている児童の妨げにならないよう、特別活動を実施するための専用スペースを確保するとともに、通常の活動を実施している生活スペースと設備（出入り口やトイレ等）を別にするなど配慮すること。

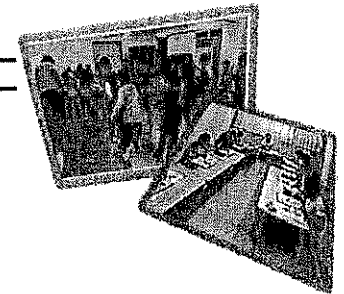
企業が実施する高付加価値型の学童保育の事例

■事例:ウィルキッズフィールド戸田(戸田市) ※国庫補助を受給しているクラブ

- ・設置主体・運営主体…株式会社 グローイングアップ
- ・利用時間………(平日)放課後～21:00 (土・長期休み)7:30～21:00 ※7:30～8:00、19:00～21:00は延長保育
- ・料金体系………基本料金(月～土 放課後児童クラブ分) 5,500円/月 ※19:00～21:00は延長料金発生
- ・コース内容………【コース内容】①習字(月3回)2,500円/月 ②英語(月4回) 5,500円 ※国庫補助対象外事業
【提携で行うもの】①ジェクサスイミングスクール(月曜) ※入会金等免除、送迎有り
②公文(火・金曜) ※送迎有り
- ・その他………コースについては、放課後児童クラブの児童以外の児童が通うことも可能。

<活動プログラム例>

	月		火		水		木		金		土
放課後～	学童保育		学童保育		学童保育		学童保育		学童保育		学童保育
17時頃～	学童 保育	スイミング	学童保育	公文	学童保育	習字	学童保育	英語	学童保育	公文	学童保育
19～21時	延長保育(希望者のみ)										



■事例:学童保育「じゃんぷ」(戸田市) ※国庫補助を受給しているクラブ

- ・設置主体・運営主体…NPO法人 子ども支援ホーム
- ・利用時間………(平日)放課後～20:00 (土曜日)7:30～19:00 (長期休暇期間)7:30～20:00
※7:30～8:00、19:00～21:00は延長保育
- ・料金体系………基本料金(月～土 放課後児童クラブ分) 5,500円/月 ※19:00～20:00は延長料金発生
プログラム分 1プログラム無料～5,500円/月(プログラム内容による) ※国庫補助対象外事業
- ・プログラム内容…漢検練習(月曜)、英語(火曜)、脳トレーニング(水曜)、習字(隔週木曜)、ダンス基礎(金曜)
、国語・算数教室(土曜)、サッカー(日曜)
- ・1日の流れ………(平日)放課後～ 下校・宿題 → 16:00～おやつ・外遊び → 17:00～ 各種プログラム → 20:00 閉所
- ・その他………送迎制度有り(有料)。 プログラムについては、放課後児童クラブの児童以外の児童が通うことも可能。